

## 令和2年第5回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和2年5月7日（木）午後1時30分から午後2時50分
開催場所	可児市役所 5階 全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 可児 勉、 井藤 平榮、 勝野 英俊、 鈴木 啓之、 續木 明彦、 兼松 君子、 渡邊 千春
欠席を要請した農業委員・農地利用最適化推進委員	日比野泰成、 二宮 章二、 奥村 武司、 高木 伸敏、 山田 照男 浅野 忠、 三宅 祥雅、 奥村 久光、 長谷川謙司、 溝口 茂、 鈴木 好則、 可児すみ子、 栗本 京治、 溝口 知春
事務局	事務局長 高井美樹、 課長 杉山尚示、 主任主査 金沢貴、 主査 富賀見昌昭
議案	第21号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第22号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第23号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第24号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利配分計画案に対する決定について
議長 (菱川会長)	<p>令和2年第5回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には公私共に大変ご多忙の中ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>これより、令和2年第5回可児市農業委員会総会を開会します。</p> <p>新型コロナウイルス感染への対応のため、案件のある該当農業委員の出席のみとしました。従って本日の農業委員は、出席は9名であり定足数に達しております。それでは、議事に入ります。</p> <p>なお、本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は議長において、8番鈴木啓之委員、10番續木明彦委員の両名を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、議案第21号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	日程第2、議案第21号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有

権移転申請に対する許可について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転が2件です。

受付番号1番は、下切の方外1名と今の方との売買による所有権移転です。

下切地内において、譲受人は申請地の近隣で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。詳細については、資料のとおりです。

受付番号2番は、下切の方外1名と下切の方との売買による所有権移転です。

下切地内において、譲受人は申請地の近隣で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。詳細については、資料のとおりです。

いずれも農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

議 長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、地元委員からの発言をお願いします。

受付番号1番と2番、下切をお願いします。

鈴木(啓)委員 8番委員鈴木が受付番号1番と2番の現地確認の報告をします。

先ほど事務局から説明がありましたように、この土地は売買により地権者が変わるということで現地確認をさせていただきました。ちょうど田植えの時期に入りますので、かなりきれいに耕作をされており、すぐに田植えができるような状況になっております。何も問題がないと見てまいりました。ただ、受付番号2番については、割田のような状況に見えました。その境目に畔がないように見え、境界がわかるものが、ちょっとした石があるのみでした。それが果たして境界であるかどうか確認できませんでしたが、耕作には支障がないと見受けられましたので、皆さんの審議をお願いします。

議 長 只今、地元委員から発言がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りします。

日程第2、議案第21号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、当委員会として許可することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、当委員会としてこれを許可することに決しました。

議 長 日程第3、議案第22号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第3、議案第22号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する内容について説明します。

今月は、3件の申請がありました。

受付番号1番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、申請人は下恵土地内で、共同住宅の駐車場にするとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策としましては、境界に溝を設けることで土砂等の流出を防ぐと  
しています。

受付番号2番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、申請人は今渡地内で、  
隣接する宅地等を一体利用して自宅への進入路敷地にするとのことです。周辺に農地はあ  
りません。

受付番号3番は、川合の方が農地転用の許可を求めるもので、申請人は川合地内で、  
隣接する宅地を一体利用して一般個人住宅敷地にするとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策としましては、コンクリート柵板を設置することで土砂等の  
流出を防ぐとしています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責  
任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を下恵土、今渡、川合の順  
にお願いします。

可児(勉)委員 受付番号1番について、3番委員可児が説明します。

場所は、下恵土のめぐみ保育園、こども発達支援センターから西へ100mくらいのと  
ころです。住宅地の中ですが、ここにアパートの住人の駐車場を造るということです。これ  
については、始末書が出ています。これは申請人の父親が申請地の一部を埋め立ててしま  
っていたのですが、申請人は当然農地転用の許可を得ていたと思い込み、全体を埋め立て  
てしまったということで、申し訳ありませんということで始末書が提出されています。止  
むを得ないとみてきました。よろしくお願いします。

菱川委員 受付番号2番は、1番委員菱川が説明します。

場所は新太田橋を渡る少し手前の住吉交差点から北の方に向かって40mばかりのと  
ころです。現地確認をしました結果、ほとんど道として利用されていまして、奥の住宅への  
道の入口部分で、ここについて始末書が出ていまして、この道の一部が農地であるとい  
うことを忘れていたという感じのところでは何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議  
をお願いします。

大澤委員 受付番号3番は、2番委員大澤が説明します。

ここは、私のこどもの頃から家が建っておりまして、昔からの住宅地で土地改良外の土  
地で、始末書が出ていまして、前から家が建ち庭になって宅地の一部として既に使われて  
いたことに対するものです。申請地の周りは申請人の土地であり、他人の土地の接点もな  
く、止むを得ないと解釈します。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご質問、ご意見等はござい  
ませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りします。

日程第3、議案第22号「農地法第4条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転  
を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、当委員会として、これを許可相当と

して市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 日程第4、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題とします。

なお、受付番号12番の案件と日程第5、議案第24号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」の受付番号4番の案件は同時申請のため併せて審議をします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第4、議案第23号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転を伴う農地転用許可申請の内容について説明します。

なお、受付番号3番の案件は取り下げとなっています。

従って申請の内訳は、売買による所有権移転9件、贈与による所有権移転3件、賃借権の設定1件の合計13件です。

受付番号1番は、広見の方と広見の医療法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は広見地内で、隣接する宅地を一体利用して、総合病院駐車場を整備するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、外周にコンクリートブロック壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号2番は、広見の方外2名と広見の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は広見地内で、葬儀会社駐車場を整備するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、新設のコンクリートブロック壁、既設の石積みにより土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号4番は、羽崎の方と春日井市の方による贈与による所有権移転で、転用許可を求めるものものです。

譲受人は、大森地内で一般個人住宅を建築するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、既設のコンクリートブロックで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号5番は、下切の方外1名と土田の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、下切地内で、1棟の分譲住宅を建築するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防

ぐとのことです。

受付番号6番は、岐阜市と下呂市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めめるものです。

譲受人は、土田地内で隣接する雑種地を一体利用して11棟の分譲住宅を建築することです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

この案件は、都市計画法29条第1項による開発許可を要するものです。

受付番号7番は、受付番号6番の隣接地であり岐阜市の方と土田の方による贈与による所有権移転で、転用許可を求めめるものです。

譲受人は、土田地内で隣接する雑種地を一体利用して一般個人住宅の駐車場を整備することです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリート擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号8番は、東帷子の方外2名の方と多治見市の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めめるものです。

譲受人は、東帷子地内で隣接する山林等を一体利用して一般個人住宅を建築することです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号9番は、受付番号8番の隣接地であり東帷子の方と東帷子の方による贈与による所有権移転で、転用許可を求めめるものです。

譲受人は、東帷子地内で隣接する宅地を一体利用して一般個人住宅敷地にすることです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地所有者がコンクリートブロックを既に施工済みです。

受付番号10番は、西帷子の方と西帷子の宗教法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めめるものです。

譲受人は、西帷子地内で隣接する墓地を拡張することです。該当農地は2種農地と判断されますが、隣接する墓地と一体利用するものであり、代替地検討は不要です。

その他、詳細については資料のとおりです。

なお、周辺に農地はありません。

受付番号11番は、下恵土の方外1名と土田の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めめるものです。

譲受人は、下恵土地内で隣接する宅地を一体利用して、1区画に宅地分譲すること

です。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

この案件は開発基準協議の対象となりますので、協議が整った段階で許可となります。

受付番号 12 番は、日程 5 議案第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更受付番号 4 番の案件と同一箇所ですので、併せて説明します。

当初事業者の広見の方と事業継承者の岐南町の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、下恵土地内で 3 区画の宅地分譲をするとのことです。

令和元年 9 月に共同住宅を 2 棟建築するとのことでしたが、計画どおりに資金の調達ができなくなったということで当初の計画を断念されたということです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートによる土留めを設置することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号 13 番は、川合の方と小牧市の法人による賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

賃借人は、川合地内で運送業駐車場を整備するとのことです。

この農地は、2 種農地と判断されます。代替地を検討したとのことですが、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリート擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号 14 番は、川合の方と土岐市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、川合地内で 2 区画に宅地分譲するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

受付番号 1 番と 2 番、広見をお願いします。

渡 邊 委 員

受付番号 1 番と 2 番について、13 番委員渡邊が報告します。

場所は、総合病院から約 200m 西の住宅地の一角にあります。東側と北側は一体利用する宅地、西側は水路と道路、南側は畑です。転用目的は総合病院の駐車場を整備するとなっております。雨水排水については道路側溝へ排水、上下水道は接続不要となっております。

受付番号 2 番の場所は、村木児童館の南約 70m になります。東側は水路と宅地、北側は駐車場、西側は水路と宅地、南側は道路と駐車場です。転用目的は葬儀会社駐車場を整備

するとのことです。雨水排水は道路側溝へ、上下水道は接続不要、農業用水への影響はありません。受付番号1番と2番は何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどお願いします。

議長 受付番号4番、大森お願いします。

委員 受付番号4番につきまして、10番委員續木が報告します。

場所は中部中学校の南250mのところにあります。

南側はアパート、北側は焼肉店駐車場、西側は3m位の擁壁、東側は住宅となっています。現地は畑作がされていたようになっています。川合のアパートに住んでみえる息子さんが住宅を建てることになり今回の申請に至ったということです。上下水道、雨水の排水につきましても何ら問題ないと見てまいりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 受付番号5番、下切お願いします。

委員 受付番号5番について、8番委員鈴木が現地確認の報告をします。

現地を確認しましたところ、この土地はかなり長い間耕作がされていなくて、荒れた土地になっています。南北に用水路が走っていきまして、西側にはU字溝が走っていきまして、東側にも水路があるのですが、ここにはU字溝がないような状況を見てまいりました。西側にU字溝があるのは用水路としての活用はされていなくて、かなりゴミ等がいっぱい入っている状態でした。申請地の北側にある畑は耕作されているように見受けまいりました。申請地の東側は、荒れている状態でした。北側の耕作されている農地に水の供給ができるかどうかは、わかりません。いずれにしても、この申請地を埋め立てられて、宅地化され住宅が建てられますと、水の確保をされないと後の方に迷惑がかかるのではないかと考えています。それから東側にも水路があるのですが、ここは道幅が狭いため、4m確保できないと住宅ができないと思いますが、U字溝を含め道幅4m確保できれば問題ないと見受けまいりました。

議長 受付番号6番と7番、土田お願いします。

委員 4番委員井藤が現地確認の報告をします。

今回申請が出ていますのは、幼稚園駐車場の東側にあります。6番と7番の申請地の南側と西側は宅地、東側から北にかけては赤道に面しています。このため農地には何ら影響はないと思います。

議長 受付番号8番から10番、帷子お願いします。

委員 受付番号8番から10番につきまして、5番委員勝野が現地確認の結果を報告します。

受付番号8番ですが、山林化していましたが、現地確認時には更地となっていました。

西可児駅から240mの位置にあり、住宅地としてはもってこいの場所です。申請地は更地にされてから近隣に迷惑かけないように除草等により管理をされていきまして、問題ないと思います。

受付番号9番ですが、受付番号8番の申請地の一部が隣接しております。受付番号8番の方が、売買しようとして境界確定をした際に9番の譲受人の住宅が越境していたということが判明し、話をされた結果、贈与という形で所有権移転をすることになったものです。始末書も付いていますので、仕方ないと思います。

受付番号 10 番の場所は、鳩吹山の麓にある寺の霊園の隣接地です。ここは周りが霊園となり取り残された畑で、今回そこを霊園用地として売買して所有権移転するものです。他への影響等はないと思いますので、ご審議のほどお願いします。

議 長

受付番号 11 番と 12 番、下惠土お願いします。なお、受付番号 12 番は、事業計画変更の 4 番と一緒に説明してください。

3 番委員可児が説明します。

可児 (勉) 委員

受付番号 11 番は、北に今渡北小学校、東に今渡南小学校があり、更に名鉄広見線と愛知用水に挟まれた位置にあります。農地としては大変なところになります。先程事務局から説明がありましたとおり、都市計画法の対象案件であり、大変複雑な地形のところでもあります。周囲には影響もないので、農地転用には問題ないと見てまいりました。

受付番号 12 番は、事業計画変更 4 番の案件と同じ場所です。場所は乗里大橋のすぐ西側です。可児川の上流になりますが、ここは以前にも申請が出ていまして、共同住宅として許可されていましたが、事業計画変更により分譲住宅ということで申請されました。何ら問題ないと見てまいりましたので、同時にご審議をお願いします。

受付番号 13 番と 14 番、川合お願いします。

議 長

2 番委員大澤から説明します。

大澤 委員

受付番号 13 番は、運送業駐車場にするということで、大型車が入るには申請地の東側道路が狭くて問題があるのではとお尋ねしたところ、会社への社員への駐車場にするということで、大型車は入れないということでしたので、特に問題ないと解釈しました。

受付番号 14 番には、建物が 1 棟建っているのですが、これはずっと昔の養蚕部屋でして、譲渡人の亡くなったお父さんが養蚕業をやってみえたときに建てられたものが、残っているということで、始末書が出ております。住屋として使われたことはないということです。今回耕作もできないということで、お売りになるということで、隣接にも他の方の農地もありませんので、特に問題ないと思います。

議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【大澤委員挙手】

大澤 委員

受付番号 2 番は、葬儀会社の駐車場用地だと思いますが、面積が 1,463 m<sup>2</sup>ということで、1,000 m<sup>2</sup>を超えますが上物は造らないということで、開発関係は関係ないということで、解釈をしてよろしいのですか。

事務局

委員の言われるとおり、駐車場ということで建築物がないので 1,000 m<sup>2</sup>を超えていますが開発の方の協議は必要ありません。ただし、現地は水路で囲まれていますので市道側からの乗り入れに関し自費工事とか占用申請が発生してくることになると思いますので、市からは何らかの指導は発生すると思います。

大澤 委員

わかりました。ところで、受付番号 11 番ですが隣接する宅地と一体利用して、1 区画に宅地分譲するとなっていますが、資料の図にはどれと一体利用すると表示されていないのでわかりませんが。

事務局

配付しました現地確認用の図面を見ていただきたいのですが。

それは、現地に行く一部の方にだけ配付されていて、総会の資料には明示されてい

大澤委員 ませんが。

事務局 言われるように委員のご指摘の資料は、現地確認の際にのみ配付しています。しかし本日の資料にも一体利用地は、明示してありますが、それは非常に小さすぎて見づらくなっています。よく見ていただくととても小さな三角の印があります。そこが一体利用地です。

大澤委員 わかりました。ところで 1,000 m<sup>2</sup>を超えるから開発にかかって開発協議の対象になると聞こえたのですが、この小さな一体利用地では、1,000 m<sup>2</sup>は超えないのではないのですか。

事務局 これは、転用事業者がこの辺り一体を既に開発しておりまして、3年以内の同時施工の場合には、同一案件とみなすという開発上のルールがありまして、この案件と周囲一体を含めると、1,000 m<sup>2</sup>を超えるということになります。

大澤委員 そうした場合には、その周囲の部分も斜線を入れるなりして明示してもらえると、私たちは分かりやすいのですが。

事務局 ご指摘のあったことは理解できますが、当方が作成した資料は、農地転用に関わる部分のみ案件毎に明記させていただいていますのでご理解願います。

大澤委員 わかりました。

議長 その他、何かご意見等ありませんか。

議長 【質疑なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

議長 日程第4議案第23号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、当委員会としてこれを許可相当として、また、日程第5議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」の受付番号4については、当委員会としてこれを承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、日程第4議案第23号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、当委員会としてこれを許可相当として、日程第5議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」の受付番号4については、当委員会としてこれを承認相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第5議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」の受付番号1番と3番を議題とします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第5、議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の受付番号2番は取り下げになっています。また受付番号4番は、先ほどご審議済みです。それでは受付番号1番と3番について説明します。

事務局 受付番号1番は、当初事業者の中恵土の方と事業継承者の御嵩町の方による売買による所有権移転で事業計画変更の承認を求めるものです。

事務局 事業承継者は中恵土地内で、一般個人住宅の庭を整備するとのことでした。

申請地は2種農地と判断されますが、代替地の検討は不要となります。

詳細については、資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、既設水路によって農地への被害防除はできております。

受付番号3番は、当初事業者の坂戸の法人の転用計画の変更によるもので、承認を求めめるものです。

事業者は、東帷子地内で当初の10棟の分譲住宅を建築する計画でしたが、計画を変更して11棟の分譲住宅を建築するとのことです。

この農地は、2種農地と判断され、代替地を検討したということですが、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。開発協議については申請済みとなっています。

これらの案件は、いずれも周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

議 長

受付番号1番中恵土と3番東帷子について続けてお願いします。

渡 邊 委 員

受付番号1番について、13番委員渡邊が現地確認の結果を報告します。

場所は中恵土連絡所から410m北になります。東側は宅地、北側は宅地、西側は水路、南側は宅地です。転用目的としましては、当初計画者は、一般個人住宅を建築する予定でしたが、建築会社を変更することになり、その選定が遅れており事業が実施できていません。承継者は隣接する宅地に住宅を建築しており、申請地を取得して庭としたいとのことです。雨水は申請地の西側の自己用側溝へ流すとしており、それにあたり承諾もいただいているとのことです。上下水道は接続不要ということで、何ら問題ないと思いますので、ご審議の程をよろしくお願いします。

勝 野 委 員

受付番号3番につきまして、5番委員勝野が現地確認の結果を報告します。

この案件は当初分譲住宅を10棟ということで5条申請がなされ農地転用の許可がおりた物件です。その後開発協議等の打ち合わせの中で11棟に変更したいということで、今回事業計画変更の申請が出てきたものです。物件の周辺としては、北側も開発されるような雰囲気になっておりまして、この辺りでは、農業を続けるという後継者が少ないという問題もあります。そうした中、今回10棟から11棟に変更したいという申請がありました。よろしくお願いします。

議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか

【質問なしの声多数あり】

質問もないようですので、お諮りをいたします。

議 長

日程第5、議案第24号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の意見について」の受付番号1番と3番は、当委員会として、承認相当として市に進達することにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数あり】

異議ないものと認め、日程第5、議案第24号、「農地法第5条第1項の規定による許可

議 長 後の事業計画変更申請の意見について」の受付番号1番と3番は当委員会として、当委員会として、承認相当として市に進達することに決しました。

議 長 日程第6、議案第25号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題といたします。  
 それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 日程第6、議案第25号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。  
 今回の利用権の設定は、使用貸借が42件です。  
 受付番号1番から41番までは、同じ方が借人となりますので併せて説明します。  
 桂ヶ丘の方外40名と岐阜市の法人との間での使用貸借権の設定です。  
 土地の概要等については、いずれも資料のとおりです。  
 全ての該当農地について、令和2年6月30日から令和12年6月29日まで中間管理権を取得し10年間、利用集積を図るものです。  
 受付番号42番は、羽崎の方と羽崎の方との間での新規の使用貸借権の設定です。  
 羽崎地内の、当該農地について令和7年5月までの5年間、利用集積を図るものです。

議 長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】  
 ご意見もないようですので、お諮りします。

議 長 日程第6、議案第25号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は、これを承認し、市長に報告することにご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】  
 異議ないものと認め、本案件は、当委員会としてこれを承認し、市長に報告することに決しました。

議 長 日程第7、議案第26号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題とします。  
 それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 日程第7、議案第26号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農地利用配分計画案に対する意見についての内容を説明させていただきます。  
 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求めるものです。  
 農用地利用配分計画案の内容については、議案第25号において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画に対して決定され、権利設定された農地のうち受付番号1番から41番までが対象となる農地です。  
 別添資料をご覧ください。

受付番号1番から受付番号29番の29件については、大森に事務所がある農地所有適格法人に対し、また、受付番号30番から受付番号41番の12件については、御嵩町に事務所がある農地所有適格法人に対し、いずれも新規設定で使用貸借権を設定し、利用配分する計画案となっています。

土地の概要等については、いずれも資料のとおりです。

全ての該当農地について、令和2年6月30日から令和12年6月29日までの10年間利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【大澤委員挙手】

大澤委員 参考までにわかったら教えていただきたいのですが、大森にある農地所有適格法人は、だいたいどのくらい受けているかわかりますか。

事務局 資料が手元にありませんので、確認をしてみます。

大澤委員 はい、今回この大森にある農地所有適格法人は29件を受けるのですが、既に受けている農地が多数ありますが、この法人はこれ以上受けられないという話も聞いていたので、どの位受けているのか知りたいと思いました。今でなくてもよいので、よろしく願います。

事務局 次回までに調べておきます。

議長 その他、何かありませんか。

【なしの声多数あり】

議長 ご質問も無いようですのでお諮りいたします。

日程第7、議案第26号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について」は、意見なしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、意見なしと決定し、市長宛てに報告します。

議長 以上を持ちまして、本日の総会に付議された議案の審議は全て終了しました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告事項について、事務局から説明します。

農地の適正管理について4月指導分として報告します。

別添資料をご覧ください。

4月に、近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

続いて、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、4月1日から4月30日までに届出のあった受理分について報告します。

多治見市の方外3名から届出があり、内訳は相続に伴う届出が4件で、田は8筆、面積は8,499㎡、畑が10筆、面積は2,805㎡、合計で18筆11,304㎡です。

次に、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案についてですが、これは、毎年度作成しているものでして、今年度は令和2年5月8日（金）から6月8日（月）までの1か月間、ホームページに掲載・公表して市内在住の方からの意見募集を行います。

内容については、お手元に配付しております資料のとおりです。

何かご意見等ございましたら、事務局にご連絡いただきますようお願いいたします。

続いて、可児市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の募集は、4月1日から4月28日まで募集しましたが、次期委員の推薦及び応募の結果について報告します。

農業委員につきましては、定数14人に対し関係団体から推薦と応募が14人ありました。農地利用最適化推進委員は、定数9人に対し10人から推薦及び応募がありましたので、今回の総会までに推進委員の決定をさせていただきたいと思っております。今回新型コロナウイルス感染対策の関係で全委員の出席をしていただくことはできませんでした。次回までに書面等により推進委員の決定の審査をお願いしたいと思っております。

今後の予定ですが、5月7日締切り分の現地確認は、6月1日月曜日に予定しております。次回につきましても、現状を鑑みますと案件のあった地域の委員さんに絞って参加していただくことになるかと思っておりますので、その場合にはご連絡をいたしますのでよろしく申し上げます。

また、令和2年第6回総会は、6月3日水曜日午後1時30分から4階第3会議室で開催します。

なお、時刻等に変更があった場合は、あらためてご連絡します。

以上を持ちまして、令和2年第5回可児市農業委員会総会を閉会します。ご苦労さまでした。

議 長